

演習
問題

建設工事現場に配置する主任技術者や監理技術者に関する記述として、建設業法令上、誤っているものはどれか。

- ①発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額にかかわらず、監理技術者を当該工事現場に配置しなければならない
- ②1級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者は、電気通信工事の監理技術者になることができる
- ③主任技術者及び監理技術者は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行わなければならない
- ④工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない

ポイント

主任技術者や監理技術者の責務や役割、管理者になれる条件。あるいは、工事現場にどの技術者を配置しなければならないのか。全体像を把握したい。

解 説

一般か特定かを問わず、工事の一部を下請に出す場合は、少なくとも主任技術者が要求されます。ここで自社が下請であれば金額にかかわらず、主任技術者の配置で足りります。

問題は自社が元請の場合です。このケースでは、下請への請負代金の額によって、配置すべき技術者が主任技術者なのか監理技術者なのかを区別することになります。再発注の金額（複数社ある場合にはその合計）が4,500万円以上の場合は、監理技術者の配置が必要です。

■主任技術者及び監理技術者への選任フロー



2級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者は、電気通信工事の主任技術者になります。これは2級検定の合格後に合格証明書の発行を申請し、受領した場合が該当します。

1級は流れが異なります。検定に合格後、合格証明書を申請して受領しますが、ここまでは2級と同じです。1級はこの後で、監理技術者資格者証の申請/受領が必須条件になります。

掲出の例題では選択肢の②で、「1級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者は、電気通信工事の監理技術者になることができる」とあります。紛らわしい表現ではありますが、これは最低限の要件は満たしているという意味では正しいです。（1級電気通信工事 令和2年午 No.45）

【解答】 ①誤り → 4,500万円以上の場合のみ